

判 決

主 文

1 被告は、この判決が確定した時から5年間、江東区において行われる同
5 区長に係る選挙において、候補者となり、又は候補者であることができな
い。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 原告は、主文同旨の判決を求め、次のとおり請求原因を述べた。

- 10 (1) 被告は、令和5年4月23日執行の江東区長選挙(以下「本件選挙」という。)に立候補し、当選したが、同年11月15日付けで辞職した。
- (2) Aは、本件選挙に係る被告の選挙運動における組織的選挙運動管理者等であ
った。
- (3) Aは、本件選挙に際し、① 自らの秘書らと共謀の上、いずれも本件選挙で
15 被告に当選を得しめる目的をもって、令和5年2月21日頃から同月23日頃
までの間、5名の選挙運動者らに対し、被告のための投票取りまとめなどの選
挙運動をすることの報酬として、現金合計100万円を供与し、同月下旬、
3名の選挙運動者らに対し、被告のための投票取りまとめなどの選挙運動をす
ることの報酬として、現金合計60万円の供与の申込みをし、② 令和5年3
20 月19日頃、本件選挙で被告に当選を得しめる目的をもって、1名の選挙運動
者に対し、被告の街頭演説や街宣活動を広報するなどの選挙運動をすることの
報酬として、現金20万円を供与し、③ 自らの秘書と共謀の上、令和5年4
月15日頃、本件選挙で被告に当選を得しめる目的をもって、1名の選挙運動
者に対し、被告の街頭演説や街宣活動を広報するなどの選挙運動をすることの
25 報酬として、現金20万円を供与し、④ 令和5年7月7日から同年10月6
日までの間、4回にわたり、雇用契約に基づく給与名目で振込送金する方法に

5

より、1名の選挙運動者に対し、被告のための投票取りまとめなどの選挙運動をしたことの報酬とする目的をもって、合計80万0003円を供与し、もって、公職選挙法221条1項1号及び3号、1号の罪を犯し、令和6年3月14日、東京地方裁判所において、上記罪により、懲役2年（5年間執行猶予）に処せられ、その刑は同月21日に確定した。

2 請求原因事実は全て当事者間に争いがない。

3 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

10

裁 判 長 裁 判 官 中 村 也 寸 志

裁 判 官 内 野 俊 夫

15

裁 判 官 三 井 大 有